

## 貸付・償還の流れ

貸付には、調査及び審査を行います。

### 1 貸付までの流れ



1. 借入申込は、市町村社会福祉協議会が相談・受付の窓口となります。
2. 他の施策や制度の利用が可能な場合には、他方を優先していただきます。  
(母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構による奨学金 等)
3. 既に購入、発注及び支払済の経費は原則として貸付対象とはなりません。
4. 借入申込書および提出資料によって審査を行い判断いたします。
5. 虚偽の申請、不正手段を用いた借入れ、また資金用途をみだりに変更したり、他の事由に流用した場合には、資金を即時に返還していただきます。

### 2 償還について



1. 償還は据置期間後、償還計画に基づき「口座振替」または「払込取扱票」により、原則月賦にて返済いただきます。資金種類ごとに償還期間が決められています。  
※ 毎月 25 日を口座振替日とします。ただし 25 日の口座引落ができなかった方に対して、翌月 5 日に再振替を行います。
2. 償還にかかる、指定金融機関からの「口座振替」及び、本会指定の「払込取扱票」を使用した場合払込手数料はかかりません。
3. 借受人等が貸付金を定められた償還期間までに支払われなかったときは、残元金につき延滞利子(年率：10.75%、ただし平成 28 年 2 月 1 日以降の貸付決定は 5%)を徴収します。